

## 第 6 章

条 文	解 説
<p>(まちづくり参画における市の責務)</p> <p>第 18 条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。</p> <p>2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>&lt;第 1 項&gt; まちづくりは、自主性及び自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務としています。</p> <p>&lt;第 2 項&gt; さらに、行政運営の企画立案、実施及び評価について、それぞれの過程における市民参画について定めています。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(企画政策課)</p> <p>■市民政策提案制度 市民から、市政に関することや地域の課題などについての創意工夫あるアイデア等を募集する制度。市民の問題意識に即した事業を実施するとともに、まちづくりに対する市民の当事者意識を醸成することを目的としている。 平成 28 年 2 月に要綱を改正し、1 人でも提案できるよう、要件を緩和した。 平成 30 年 12 月時点で 5 件の応募があり、2 件を採択した。(令和 3 年度末廃止) 《第 2 項関連》 ■総合計画審議会では、市内で活動する 6 団体から、それぞれ 1 名の合計 6 名、公募市民 3 名を委員として迎えており、計画立案及び進行管理等、市民参画の機会を拡充している。</p> <p>(総務課)</p> <p>■公募市民等無作為抽出型登録制度 市政への市民参画の機会を創出し、多様な市民の意見を市政に反映させるため、公募市民の無作為抽出による登録制度を実施している。 市民協働・人権、子育て・教育、環境・ごみ減量化、福祉・健康・医療、行政経営・防災、生涯学習・スポーツ、景観・まちづくり、産業・観光の 8 分野に総計 1,301 名(H25.6~H27.6: 284 名、H27.6~H29.6: 349 名、H29.6~H31.6: 182 名、R1.6~R3.6: 209 名、R3.6~R5.6: 277 名)の市民に登録いただいた。 令和 3 年度末までで、累計 45 の審議会等(ワークショップ等を含む。)で当制度を活用し、累計 117 名の公募市民を選出した</p> <p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>■参画と協働の指針策定(H25.3)</p>	<p>(総務課)</p> <p>・多くの方に登録いただいているが、登録期間である 2 年の間、一度も公募市民として審議会等に参加していただけない場合がある。</p>	<p>・生駒市人権擁護に関する条例</p> <p>・生駒市男女共同参画推進条例</p>	<p>1 内部の自己評価だけでは客観評価にならないので、市民参画及び協働事業の全体的な推進や達成状況に関する評価システムが必要であると考えます。</p> <p>2 いきいき百歳体操は、外出のきっかけや集いの場にもなっていて効果が出ていると思います。今後も、高齢者が住み慣れた地域で健康で過ごせる仕組み作りが必要であると考えます。</p> <p>3 まちづくりに関するワークショップが増えています。ただ、できるだけ市内部の横の連携のもと、統合して実施してもらえればと思います。</p>	<p>(企画政策課)</p> <p>1 総合計画の進行管理においては、担当課での自己評価を行った後、市民団体や公募市民が参画する総合計画審議会において検証し評価している。</p> <p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>2 複合型コミュニティ(まちのえき)づくり事業は、身近な拠点(自治会館・公園等)で行われる様々な活動を通じて、あらゆる人が集う地域の居場所づくりを推進する事業である。今後もこのような拠点を増やし、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていく。</p> <p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>3 複合型コミュニティ(まちのえき)づくり事業に係るプロジェクトチームを作り、庁内連携の仕組みを整えている。また、地域未来人財育成事業においては、ワークショップの発表会に各課の職員にも参加してもらうことで、他課との連携のもと実施することができた。</p> <p>(市民活動推進センター)</p> <p>3 学びと実践を繋ぐ市民活動創発プラットフォーム「BASE 生駒」では、新たなアイデアを持った市民がそのアイデアを実践に移すための場づくりを行っている。事業内容により他課との連携を進めている。</p>	<p>特になし</p>	<p>【条文・解説文に対する意見】</p> <p>・条文では「多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視」「権利の保障、拡大」と踏み込んだ表記ですが、解説文が「配慮」だけなので、やや弱い印象を受けます。「配慮した上で、等しくまちづくりに参画する権利を保障する」等の表現にした方が良いのではないかと思います。(相川委員)</p> <p>【以下、企画政策課】</p> <p>・市民政策提案制度が廃止になった原因は？代替措置はありますか？(相川委員)</p> <p>・市民政策提案制度について、採択された 2 件はどんな提案？R3 度に廃止した理由は？(中尾委員)</p> <p>・総合計画審議会での市民団体へのヒアリングですが、選出された基準は何ですか？多面的に意見徴収ができるような構成になっていますか？(正垣委員)</p> <p>【地域コミュニティ推進課】</p> <p>・前回の意見 3 の趣旨に沿った回答になっていますか？例えば都市計画課の地域ワークショップ(ミライ会議)や地域コミュニティ推進課が所管のワークショップ(どのくらいの数や種別があるか不明ですが)とはどのように連携又は調整していますか？(相川委員)</p>

<p>自治基本条例を補完する役割を担い、参画と協働の定義、重要性、効果、協働の形態、協働に適した事業、協働事業を実施する場合の留意点、参画と協働のまちづくりを進めていくための今後の取組についての考え方を記載。</p> <p>策定の際には、市民自治推進会議（当時）及び委員会での委員の意見を反映し、パブリックコメントを実施。</p> <p>周知については、自治連合会全体集会での周知、ららポート登録団体等へ周知、職員への研修を実施。</p> <p>【第2章第5条・第5章第14条にも同様の記載有】</p> <p>（地域コミュニティ推進課）</p> <p>■参画と協働の事業調査</p> <p>毎年、庁内各課に対して、各所属で取り組んでいる参画と協働の事業調査を行い、参画と協働の認識のもと、事業を企画、実施してもらえよう意識付けを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年度：273件</li> <li>・R1年度：293件</li> <li>・R2年度：269件</li> <li>・R3年度：255件</li> <li>・R4年度：268件</li> </ul> <p>【第2章第5条・第3章7条にも同様の記載有】</p> <p>（地域コミュニティ推進課）</p> <p>■「参画と協働」の職員研修</p> <p>毎年、「参画と協働」の職員研修を実施し、職員の意識高揚を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年度：50人（5級以下の職員）</li> <li>・R1年度：39人（5級以下の職員）</li> <li>・R2年度：全管理職</li> <li>・R3年度：34人</li> <li>・R4年度：46人（3級以下の職員） 43人（4級以上の職員）</li> </ul> <p>【第2章第5条・第5章第17条にも同様の記載有】</p> <p>（地域コミュニティ推進課）</p> <p>■ファシリテーション研修</p> <p>職員、自治会、NPO関係者に対し、組織の活性化や協働を推進するためのファシリテーション能力を養成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年度：36人・R1年度：16人</li> <li>・R2年度：6人</li> </ul> <p>【第2章第5条にも同様の記載有】</p>	<p>（地域コミュニティ推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により開催中止が相次いだ結果、開催件数が減少したものの、現在は事業件数が戻りつつある。</li> </ul>			<p>（拠点形成課）</p> <p>3 ワークショップ等、市民の参画を伴う事業推進に当たっては、関係各課が参加する庁内検討会議等で、事前の情報共有を行うなど、参集の趣旨やメンバーが重複しないよう、連携を図りながら進めている。</p>	<p>【拠点形成課→R6.4 から都市づくり推進課拠点形成室に変更】※資料2に回答を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点形成課ではどのようなワークショップを行っているのですか？（相川委員）</li> <li>・事前にメンバーが重複しないよう連携を取るのには重要ですが、まちづくりに関する様々なワークショップの場合、その場に出た資料や概要については、まとめて地域に還元できていますか？（相川委員）</li> </ul> <p>【以下、地域コミュニティ推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参画と協働の基本行動原則に関しては、奈良市に学び、全部局対象の現況調査と実態のカード化を進めることが望ましい。（中川委員長）</li> <li>・「条例」と「参画協働」に関する研修の全職員への徹底が望ましい。（中川委員長）</li> <li>・「参画と協働」の職員研修について、各階級に研修が終了した割合はどの程度でしょうか。（清水委員）</li> </ul> <p>【地域コミュニティ推進課・人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前も質問しましたが、ファシリテーション研修の受講者が減っているのを、どう考えていますか？（とくに市民やNPOの受講者の場合）研修を受けたことがまちづくりにどう役立っていますか？（実際のワークショップで受講生が活躍できていますか？）（相川委員）</li> <li>・ファシリテーション研修は大切。毎年実施すべき。（中尾委員）</li> </ul>
--	--	--	--	--	---

<p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>■ワークショップの開催 市民自治協議会及び準備会や複合型コミュニティ(まちなえき)づくりに取り組もうとする自治会に対して、今後の地域のまちづくりを考えるワークショップを開催。参加者間での課題共有や解決に向けた具体的な事業提案に向けた検討を行った。また、地域未来人材育成事業として、高校生を対象に地域でやってみたいことを企画・実践するワークショップを行っている。</p> <p>【市民自治協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やまびこネットワーク (壱分小学校区)</li> <li>・あいさつタウン・南ネットワーク (生駒南・南第二小学校区)</li> </ul> <p>(準備会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中地区健康まちづくり協議会 (生駒・桜ヶ丘小学校区)</li> <li>・鹿ノ台中学・小学校区防災協議会 (鹿ノ台小学校区)</li> </ul> <p>【複合型コミュニティ(まちなえき)づくり】</p> <p>※ワークショップに参加した自治会数</p> <p>R3: 2自治会 R4: 6自治会 R5: 2自治会</p> <p>【地域未来人材育成事業】※参加高校生数</p> <p>R3: 11人 R4: 17人 R5: 13人</p> <p>(市民活動推進センター)</p> <p>■市民活動創発プラットフォーム「BASE生駒」事業 学びと実践を繋ぐ市民活動創発プラットフォーム「BASE生駒」を立ち上げ、新たなアイデアを持った市民がそのアイデアを実践に移すための場づくりを行っている。具体的には「人々が自由に集い、交流できる場」としてらぽーとを拠点に地域にも出かけ、「知る・共感する・動く・集まる・シェアする機会」を創出する。</p> <p>令和4年度実績 講座等開催数 18回 参加人数 187人 交流会等 2回 参加人数 96人 新たに実践に繋がった事業数 1事業</p> <p>【第7章第42条にも同様の記載有】</p> <p>(農林課)</p> <p>■生駒市農業祭について、実行委員会段階から市民参加で企画、立案している。</p>	<p>(農林課)</p> <p>■より市民主導で、市民の自主性及び自立性を高めるよう取組を進めていく必要がある。</p>				<p>【地域コミュニティ推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未来人材育成事業は、若い人たちに、地域の一員であるということを感じ、再認識してもらいたい機会。3年間実施して、手応えは。(中尾委員)</li> </ul> <p>【地域コミュニティ推進課・市民活動推進センター】※資料2に回答を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「まちなえき」事業も「BASE生駒」事業も市民がいきいきとまちづくりに参加している様子が伝わってきて、とてもいい事業だと思いました。運営会社はどこか委託されていますか？(正垣委員)</li> </ul> <p>【農林課】※資料2に回答を記載 新規就農者を支援する取組はありますか？新規就農者行政事業などにも関わり、行政事業にも関わってほしいと思います。(正垣委員)</p>
---	--	--	--	--	---

<p>(農林課)  <b>■</b>生駒市農業ビジョン推進懇話会では、策定段階から推進まで市民参加で実施している。          令和 5 年度からオブザーバーとして、市民 2 名を委員に加えた。</p> <p>(商工観光課)  <b>■</b>市外県外および外国人の誘客も視野に、市内の観光関連事業者に向けたセミナーやワークショップを開催。受入れ体制の整備と、事業者間の繋がりを推進している。また、生駒市の観光に関する PR にも注力している。</p> <p>(商工観光課)  <b>■</b>商工会議所・大学・観光協会・行政の四者が連携して観光ツアーの企画検討を行っている。</p> <p>(地域包括ケア推進課)  <b>■</b>介護予防教室 (のびのび教室・脳の若返り教室・コグニサイズ教室・エイジレスエクササイズ教室)          市民ボランティアの協力を得ながら、65 歳以上の高齢者を対象として、体操 (のびのび教室)、脳のトレーニング (脳の若返り教室)、脳トレと体操を同時に行う教室 (コグニサイズ教室)、有酸素運動と筋力トレーニングを組み合わせたアンチエイジング教室 (エイジレスエクササイズ教室) を開催。          (のびのび H30 : 5,920 人、R1 : 5,231 人、R2 : 1,751 人、R3 : 1,682 人、R4 : 2,075 人参加。脳の若返り教室 H30 : 2,588 人、R1 : 2,285 人、R2 : 1,793 人、R3 : 1,918 人、R4 : 2,122 人参加。コグニサイズ教室 H30 : 536 人、R1 : 484 人、R2 : 169 人、R3 : 321 人、R4 : 414 人参加。エイジレスエクササイズ H30 : 633 人、R1 : 686 人、R2 : 238 人、R3 : 248 人、R4 : 359 人参加。いずれの教室も述べ人数)</p> <p>(地域包括ケア推進課)  <b>■</b>ひまわりの集い          住民ボランティア団体の協力を得て、65 歳以上の閉じこもりがちで、孤食の状態にある高齢者の居場所を提供するとともに、社会参加の機会を確保し、栄養や体力づくりの知識の普及を図り、介護予防の啓発を行う。          (H30 : 延べ 1,092 人 R1 : 延べ 866 人、R2 : 延べ 132 人、R3 : 延べ 370 人、R4 : 延べ 462 人参加)</p> <p>(地域包括ケア推進課)  <b>■</b>いきいき百歳体操          週 1 回、定期的に仲間と集い、おもりを使った筋力トレーニングを行うことにより、健康寿命の延伸を図ることを目的とするもの。</p>	<p>(農林課)  <b>■</b>農業者だけではなく、多様な市民の意見を反映させる仕組み作りが課題である。</p> <p>(商工観光課)  <b>■</b>実施後に事業者同士の連携につなげるために、仕掛けが必要である。</p> <p>(商工観光課)  <b>■</b>実際に販売できる商品にするためには、専門家によるフォローが必要である。</p>				<p>【以下、商工観光課】※資料 2 に回答を記載          ・「市内の観光関連事業者」とは？          セミナーやワークショップは市が呼び掛けたメンバーだけでクローズドで行っておられるのですか？ (相川委員)</p> <p>・同じく観光ツアーの企画検討は、どんなメンバーでどのように行っておられるのですか？ ユニバーサル観光などの視点は入っていますか？ 市民や NPO との協働はどのように行われていますか？ (相川委員)</p> <p>【以下、地域包括ケア推進課】※資料 2 に回答を記載          ・ひまわりの集い の記載人数は、ボランティア団体の協力者の人数でしょうか？ サービスを受けた参加者の人数でしょうか (清水委員)</p> <p>・いきいき百歳体操は市内約 100 か所で行われていて、この事業は介護予防・高齢者の居場所づくり等成果が出ていると思います。事業の継続が今後の課題となってくるかと思いますが、対策は考えられていますか。(藤田委員)</p>
---	--	--	--	--	--

<p>(H30 : 74 教室、R1 : 77 教室、R2 : 89 教室、R3 : 92 教室、R4 : 99 教室)</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>■地域ねっとの集い サロン等地域で福祉活動をしているボランティアグループが集い、互いの活動が地域に根をはり、互いにつながりあい、ともに歩む活動となることを願い、情報交換や交流会、研修会を実施し、ネットワークづくりをさらに推進する。(H30 : 68 人、R1 : 61 人、R2 : 0 人、R3 : 34 人、R4 : 30 人参加)</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>■地域ボランティア講座 地域で介護予防・健康づくりに取り組んでいただける人材の養成を行う。H29,H30 は老人クラブ連合会と協働し、会員を対象に実施。 (H30 : 延べ 443 人 R1 : 延べ 68 人、R2 : 延べ 0 人、R3 : 延べ 74 人、R4 : 延べ 23 人参加)</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>■認知症高齢者声掛け訓練 認知症と思われる方を見かけた際の声掛けのロールプレイングやグループワークなどを通じて、地域住民の方にできることを知ってもらい、地域全体で認知症の方を見守る体制づくりをするために実施。 (H30 : 5 自治会 157 人、R1 : 7 自治会 203 人、R2 : 1 自治会 7 人、R3 : 1 自治会 24 人、R4 : 4 自治会 56 人参加)</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>■認知症対策部会 市内の医療・介護関係者(医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、作業療法士、介護支援専門員、保健所、市)で構成。①認知症の普及啓発、②認知症予防、③認知症ケアの向上、④多職種連携、に関する事項について意見・助言をいただく。(H30 : 4 回、R1 : 4 回、R2 : 4 回、R3 : 1 回、R4 : 1 回開催)</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>■認知症支え隊養成講座 通いの場への動向や電話連絡など、認知症の人やその家族のちょっとした支えとなるボランティア「認知症支え隊」を養成する。 (H30 : 全 4 回延べ 96 人、R1 : 全 4 回延べ 109 人、R2 : 全 3 回延べ 77 人、R3 : 3 回延べ 78 人、R4 : 6 回延べ 112 人受講)</p>					<p>【以下、地域包括ケア推進課】※資料 2 に回答を記載</p> <p>・地域ねっとの集い・地域ボランティア講座・認知症支え隊養成講座 について R3 よりも R4 が人数が減少している理由はなんでしょうか(清水委員)</p> <p>・認知症高齢者声掛け訓練と認知症支え隊養成講座の関連は?(前者が自治会対象、後者は有志による外出同行支援という理解でいいですか?) また「認知症支え隊」として独自の活動はありますか? 実働メンバー数やフォローアップ体制、今後の広げ方(どういう人たちをターゲットにするのか)についても知りたいです。(相川委員)</p>
---	--	--	--	--	--

<p>(健康課)  <b>■いこま食育ラウンドテーブル</b>          育児サークル、PTA や健康づくり推進員等の市民団体、生産流通業者、保健所職員等で構成。食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画である第 3 期生駒市食育推進計画の状況の把握・検証、食育の実践に向けた具体的な取組みについて検討・調整を行っている。</p> <p>(健康課)  <b>■いこま食育ネットワーク (H30)</b>          第 3 期生駒市食育推進計画に基づき、食育に関する活動を行う団体や個人及び事業者等と食育情報を必要としている団体や個人との情報交換や連携を図り、食育に関する啓発、情報提供及び食育活動への支援を行うことにより、家庭、地域、事業者等における食育の普及、推進を図っている。</p> <p>(地域医療課)  <b>■生駒市病院事業推進委員会</b>          病院事業計画、指定管理者と締結する病院の管理に関する協定、病院事業の運営状況の改善について、市長の諮問に応じ、本市の病院事業に関する事項を調査審議している。(公募市民含む)</p> <p>(地域医療課)  <b>■生駒市立病院管理運営協議会</b>          生駒市立病院の管理運営に関し、生駒市及び指定管理者との間の管理運営に関する協議に市民等の意見を反映させている。(公募市民含む)</p> <p>(土木課)  <b>■宝山寺参詣線修復整備事業</b>          本市を代表する歴史的景観を形成している宝山寺参詣線は、近年、石段の不等沈下等の老朽化が進行しているほか、沿道住民の高齢化に伴い、歩行者の安全確保及び歴史的景観の復元が求められていたことから、複合的な修復整備を計画的に行った。修復整備を行うにあたり、設計段階から地元自治会等と協議を重ね、連携した。(工事期間：平成 25 年度～平成 31 年度)</p> <p>(都市計画課)  <b>■地域ワークショップ (ミライ会議) の実施</b>          地域ワークショップを 2 地区で計 9 回開催した。(平成 30 年、令和元年)          アンケート調査やワークショップにより、地域活動、地域資源などの地域特性や地域住民の住まい方、暮らし方など住民の意識を把握し、課題解決に繋がるアイデアを実現するなど、まちづくりを地域住民と共に進めた。</p>	<p>(健康課)          ・食育推進にあたり、市民の自主性及び自立性を高めるために、引き続き取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(都市計画課)          ・人々の暮らしの一番身近な生活空間である「地域」での様々な活動の活性化、それらの活動に繋がる柔軟な空間活用を進めていくことが必要。</p>				<p>【都市計画課→R6.4 から都市づくり推進課に変更】※資料 2 に回答を記載          ・ミライ会議と他課のまちづくりワークショップとはどのように連携していますか？(相川委員)</p> <p>・ミライ会議のアンケートや出された資料などは、自治会や市民自治協議会、まちのえき等の関係者や福祉関連の N P O やボランティア、あるいは庁内でまちづくりに係る担当部局と共有できていますか？(相川委員)</p>
---	--	--	--	--	---

<p>(拠点形成課)</p> <p>■学研北生駒駅中心地区まちづくり事業計画会議 生駒市総合計画及び都市計画マスタープランで「地域拠点」と位置付けている学研北生駒駅周辺地区について、関係者(地権者・事業者・学識者・自治会など)とともに会議を開催し(計6回(令和5年11月末時点))、平成27年度に策定した「学研北生駒駅中心地区まちづくり構想」の実現にむけて、関係主体の連携・協力によるまちづくりを推進している。</p>	<p>(拠点形成課)</p> <p>・まちづくり構想の実現に向け、関係者に一層主体的に関わっていただくことにより、協働によるまちづくりを進めていく必要がある。</p>					
<p>(拠点形成課)</p> <p>■学研北生駒駅北地区まちづくり ・学研北生駒駅中心地区のうち、学研北生駒駅北地区において、令和2年7月に地権者組織であるまちづくり協議会を設立、加入者は25名(加入率約81%)となっている。(令和5年10月末時点)。 ・生駒市の北部地域の拠点及び学研高山地区の玄関口として、求められる都市機能の導入と周辺地域と一体的なまちづくりを進めるなど、令和2年8月に策定されたまちづくり基本方針の実現に向けたまちづくりをまちづくり協議会と市が連携し、推進している。 ・まちづくり協議会は総会2回開催、運営委員会10回開催(令和5年11月末時点)</p>	<p>(拠点形成課)</p> <p>・地権者、行政を中心に、事業者等の関係者も一体となり、将来的な周辺地域のエリアマネジメントも視野に入れた、意見交換等を適宜実施しながら、まちづくりを推進することが必要。</p>					
<p>■生駒駅南口周辺地区まちづくり ・生駒駅南口において、地域のストックを活かしたまちづくりを行い、エリア価値や魅力を向上させる、にぎわいと趣ある都市拠点の形成を目的に、生駒駅南口周辺の住民、事業者、大学、行政など公民の多様な関係者で構成する「生駒駅南口エリアプラットフォーム(令和5年2月発足)」において「生駒駅南口みらいビジョン(同5月策定)」をとりまとめた。 ・みらいビジョン策定にあたっては、地域の関係者等が参加するワークショップ(全3回開催、各回20~38名の地域の関係者等が参加)や、アンケート調査等(計553名が回答)により、市民、エリア内の地権者等から広く意見を募った。 ・みらいビジョンに基づき、公民連携で生駒駅南口周辺の都市空間再編に向けた取組みを推進しており、今後、求められる都市機能の整備及び立地誘導と、魅力あるまちなみ空間を形成するなど、歩きたくなるまちなか(ウォークアブルな空間形成)の実現に繋げる。</p>						<p>【拠点形成課→R6.4 から都市づくり推進課拠点形成室に変更】※資料2に回答を記載</p> <p>・生駒駅南口みらいビジョンの実現に向けた社会実験事業では、どのような実証実験が行われ、成果はどのようなものでしたか？ (正垣委員)</p>

<p>(拠点形成課学研推進室)</p> <p>■学研高山地区第 2 工区のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 11 月、地権者の意向集約・合意形成を図り学研高山地区第 2 工区のまちづくりを推進することを目的に「学研高山地区第 2 工区地権者の会」を設立、加入者は 788 名（加入率約 73%）となっている。（令和 5 年 10 月末時点）</li> <li>平成 30 年 10 月、第 2 工区の全体土地利用計画を策定するにあたり、地権者や市民、有識者、関係機関による「まちづくり検討会」を設置。10 回の会議を経て、令和 4 年 6 月「学研高山地区第 2 工区マスタープラン」を策定した。</li> <li>令和 5 年 5 月、先行個別地区の地権者からなる「学研高山地区南エリアまちづくり協議会」を設立。適切な土地利用を検討し、まちづくりの具体化に向け推進している。</li> </ul>	<p>(拠点形成課学研推進室)</p> <p>学研高山地区第 2 工区マスタープランに基づき、事業推進会議の助言のもと、地権者組織と連携を図りつつ段階的整備による早期事業化を目指していくうえで、地権者の意向集約・合意形成に向けた取り組みを進めていく必要がある。そのために当該地区のまちづくりや事業進捗について広く周知を図る必要がある。</p>					
<p>(みどり公園課)</p> <p>■PARK REMAKE QUEST</p> <p>全国で公共空間の利活用が進む中、生駒市でも公園の利活用を進めるために、利活用に興味がある・取り組みたいと考えているが、実際にどのようにすればいいかと不安に思っている市民の後押しをするようなセミナーを開催した。</p> <p>実施年度：令和 4 年度</p>	<p>(みどり公園課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利活用を行いたい、事務手続の煩雑さや、法令等の規制があり実現に至らないケースが多くある。</li> </ul>					<p>【みどり公園課】※資料 2 に回答を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PARK REMAKE QUEST の実現に至るために必要な、課に対する支援等ほどの様なことが考えられますか（清水委員）</li> </ul>
<p>(教育総務課)</p> <p>■通学路の合同点検</p> <p>平成 24 年度から年に一度、市内小学校、PTA、地域住民、教育委員会、県・市道路管理者、警察が小学校通学路の危険箇所について合同点検を実施し、対策の是非や対応策を検討した後、各所管で対策を行っている。</p> <p>対策状況をホームページに掲載し、周知した。</p>	<p>(教育総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策内容を実施する際、対策箇所周辺住民との調整が必要である。</li> <li>・行政のみならず、PTA や自治会、教員等多くの関係者を参集するため、年に一度の開催にとどまるのが課題である。各関係者が円滑に連絡を取ることができるように、ネットワークを構築する必要がある。</li> </ul>					<p>【以下、教育総務課】※資料 2 に回答を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の合同点検はとても良い取組かと思いますが、子ども達は参加しないのですか？ また学校は指定避難所など地域防災拠点にもなっていると思いますが、危機管理部局や福祉部局と連携して「防災まちあるき」として実施すれば、頻度も上がり、安全・安心の効果も高まると思いますが…。(相川委員)</li> </ul>
<p>(教育指導課・教育政策室)</p> <p>■生駒南小・中学校の今後を考える会議（令和 4 年度実施）の開催</p> <p>全国的な少子化等を踏まえ、学校規模適正化に伴う課題に対して、「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」を策定した（令和 2 年 10 月教育委員会策定）。</p> <p>これを踏まえ、南小学校区で立ちあげられた地域協議会から、令和 3 年 7 月に「学校再編に係る地域協議会</p>						<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の働き方改革に伴うクラブ活動等の指導者を地域に求めるべきという文科省方針に対応して、どのようにそれを充当するか、その計画はありますか。(中川委員長)</li> </ul>

<p>からの意見書」が提出された。 これまでの経緯を斟酌し、「生駒市立小・中学校の再編に係る方向性」（令和 3 年 1 1 月教育委員会決定）内で、今後の具体的な取組として、『関係者で構成される新たな協議会の立ち上げも含め、生駒南小学校、生駒南中学校の改修のあり方と、生駒南中学校の規模の適性化、及び市内全体の校区の見直しを速やかに検討していく』と言及されており、生駒南小・中学校の今後を考える会議を設置し、地域住民や保護者の意見を聞き、「生駒市立生駒南小・中学校の今後の方向性について」（令和 5 年 1 月教育委員会決定）が決定した。</p> <p>（教育指導課・教育政策室）</p> <p>■これからの学びを実現する生駒南小・中学校の施設整備を考える会議（令和 5 年度実施）の開催</p> <p>「生駒南小・中学校の今後を考える会議」を経て、本市教育委員会において「生駒市立生駒南小・中学校の今後の方向性について」が決定されたことを受け、生駒南小・中学校のこれからの学びを実現するため、幅広く意見を求めることを目的として、学校運営協議会委員や学校関係者、保護者を参加者に、「これからの学びを実現する生駒南小・中学校の施設整備を考える会議」を開催している。</p> <p>（教育指導課・教育政策室）</p> <p>■いこま教育フォーラムの開催</p> <p>教育行政課題からテーマを選定しながら教育委員会の方針や活動、学校の様子を伝える機会にするとともに、保護者や市民をはじめとした多くの人の声を吸い上げる場とする。</p> <p>令和 4 年度 3 回開催 令和 5 年度 2 回開催</p> <p>（幼保こども園課）</p> <p>■通学路の合同点検</p> <p>令和 2 年度から年に一度、市内幼稚園・保育園・認可外保育所、保護者、自治会、県・市道路管理者、警察が通園路及びお散歩コースの危険箇所について合同点検を実施し、対策の是非や対応策を検討し、対策箇所の周辺住民との調整の後、各所管で対策を実施している。</p> <p>（こども総務課）</p> <p>■就学前教育・保育のあり方に関する基本方針に係るワークショップの実施（平成 30 年 3 月策定）</p> <p>教育大綱に基づき就学前教育・保育のあり方に関する今後の市の方向性を定める基本方針策定のため、保護者、地域及び職員の具体的なニーズを把握するためのワークショップを実施した。</p>	<p>（幼保こども園課）</p> <p>・対策内容を実施する際、対策箇所の周辺住民との調整が必要になる。</p>				<p>【教育指導課・教育政策室】※資料 2 に回答を記載</p> <p>・いこま教育フォーラムの開催 開催回数が、R 4 に比べ R 5 が減少している理由を教えてください（清水委員）</p> <p>【以下、幼保こども園課】※資料 2 に回答を記載</p> <p>・教育総務課も通学路の合同点検について記載されているが、教育委員会と幼保こども園課でバラバラに合同点検を行っているのですか？ 対応状況を教育委員会ではホームページに公開しているようですが、幼稚園や保育園ではどうなっていますか？（相川委員）</p> <p>・就学前教育・保育のあり方に関する基本方針に係るワークショップの毎年の頻度を教えてください。（清水委員）</p>
--	--	--	--	--	---

<p>(生涯学習課)  <b>■自主学習グループの登録グループの促進</b></p> <p>(生涯学習課)  <b>■自主学習グループの学習活動を活発にし、人材育成を目指し、まちづくり人材バンクへの登録を促す。</b></p> <p>(生涯学習課)  <b>■専門的な知識や経験、技能をお持ちの方やグループに地域で活躍していただくために、まちづくり人材バンクへの登録を促す。</b></p> <p>(生涯学習課)  <b>■ischool の実施</b>          主に働き盛り世代の市民を対象とした学びの事業に、さまざまな専門性を有する市民が講座の企画をしたり、自らが講師となって、多様な学びと交流の場を創出している。</p> <p>(生涯学習課)  <b>■IKOMA サマーセミナー</b>          1日限りのまちの学校において、さまざまな特技やスキルを持つ市民が先生となって多様な学びや体験の場を提供している。</p>	<p>(生涯学習課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主学習グループは、特にコロナ禍以降、高齢化等により活動の継続が困難な団体が増加している。</li> <li>・まちづくり人材バンクは利用者が少なく、登録の更新を辞退されるケースや、高齢化により登録数は減少傾向にあり、全体として運用や仕組みを見直す必要がある。</li> </ul>				<p><b>【以下、生涯学習課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学区単位のコミュニティを支える次世代の地域人材形成を図ること、またその社会活動に関する必須項目である人権、男女等の学習資源を生涯学習政策の見直しによって生み出し、転換を図っていくことが重要。(中川委員長)</li> <li>・まちづくり人材バンクの見直しは、いつ頃、どのように行われる予定ですか？その際、市民参画のあり方や庁内調整がととも大事だと思います。(例えば現行ではない「防災分野」の人材を登録するならば防災士会などとパイプを持つ部局との連携が必要です。またスポーツリーダーバンクは別の運用になっていてややこしいですね)(相川委員)</li> <li>・IKOMA サマーセミナー              毎年の頻度を教えてください(清水委員)</li> </ul>
--	--	--	--	--	--

第6章

条 文	解 説
<p>(総合計画等の策定)</p> <p>第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下これらを「総合計画」という。）をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。</p> <p>2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。</p> <p>3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>&lt;第1項&gt; 総合計画は市政運営の指針であり、策定に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民参画によることとともに、当該計画に基づいて計画的な市政運営に努めることを市に課しています。</p> <p>&lt;第2項&gt; 都市計画や環境といった行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定することとしています。</p> <p>&lt;第3項&gt; 総合計画や行政分野ごとの計画については、計画、実施、評価及び改善のサイクルによる進行管理を的確に行うことで、継続的な事務改善に役立てることとしています。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【行政分野ごとの計画】 生駒市における行政分野ごとの計画としては、「地域防災計画」、「環境基本計画」、「高齢者保健福祉計画」、「都市計画マスタープラン」、「生駒市景観形成基本計画」などがあります。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(企画政策課)</p> <p>■第6次総合計画（平成31年3月策定）</p> <p>&lt;基本理念&gt;</p> <p>1 市民主体のまちづくり</p> <p>2 自助・共助・公助+</p> <p>3 多様な主体との協創によるまちづくり</p> <p>&lt;将来都市像&gt;</p> <p>自分らしく輝けるステージ・生駒</p> <p>&lt;総合計画の構成と期間&gt;</p> <p>基本構想：平成31年～令和22年度（概ね20年間）</p> <p>基本計画：第1期基本計画（平成31～令和5年度）</p> <p>第2期基本計画（令和6年度～令和9年度）</p> <p>策定にあたっては、学識経験者や団体代表、公募市民等で構成する生駒市総合計画審議会における計画案の審議を経て、計画を策定した。また、毎年進行管理を実施することで、PDCAサイクルを回している。</p> <p>(企画政策課)</p> <p>■第6次総合計画第2期基本計画の策定（令和6～9年度）</p> <p>第6次総合計画第1期基本計画の計画期間が令和5年度末で満了することに伴い、令和6年度から4年間の具体的な取組を示す「第2期基本計画」を策定している。今後、パブリックコメントの実施を経て最終答申を受けたのち、令和6年3月に策定予定。</p>		<p>・生駒市総合計画審議会条例</p>	<p>1 総合計画に基づく各分野の計画の進行管理が不十分なように思います。担当各課と総合計画の担当課とが調整を図りながらその仕組みを作っていく必要があると考えます。</p>	<p>(企画政策課)</p> <p>1 総合計画の進行管理に使用する検証シートの記載方法等、年度ごとに見直しています。また、総合計画審議会の部会に各担当課が参加し、進行管理に直接かかわる仕組みに変更した。</p> <p>(商工観光課)</p> <p>1 第6次総合計画を上位計画として、その他関連計画との整合を図ったうえで、前回ビジョンの検証を踏まえた商工観光ビジョンの改定を行っている。</p>	<p>特になし</p>	<p>【以下、企画政策課】</p> <p>・総計の記述に於いて「住民自治」に求められること・「行政＝団体自活」に求められることの掲示を、より明確にしていくこと。（中川委員長）</p> <p>・本条例にのっとり、総合計画を策定することになっていますが、第2期の基本計画が令和6年3月に策定されるとあります。本条例が見直された場合、総合計画も修正がなされるのでしょうか。本条例の見直し後の、総合計画、その他計画の見直しのフローは用意されているのでしょうか。（平阪委員）</p> <p>【計画を策定している部局】※資料2に回答を記載 様々な計画が策定、更新されているようですが、経過や結果について、市民に触れる機会が少ないように思います。市のHP以外にPRされている場面はありますか？（正垣委員）</p>

<p>(企画政策課)  <b>■総合計画の進行管理（平成 22 年度～）</b>          総合計画の適切な進行管理を行うに当たり、第 5 次総合計画（平成 22 年度から）における基本計画の進捗状況を検証しており、第 6 次総合計画においても同様に進行管理を行っている。          検証は、総合計画審議会において三部会に分かれて、各部会 2～3 回の会議を開催し、実施している。          進行管理では、学識経験者や一般公募の市民の方々に参加いただき、市民実感度調査（旧市民満足度調査）結果や指標の動向等を中心に総合計画の進捗状況を検証し、今後の取組の方向性等について意見をいただく。          検証結果は、「総合計画進行管理検証報告書」としてホームページなどで公表している。</p>	<p>(企画政策課)          ・総合計画の進行管理については、庁内にも概ね浸透してきているが、依然として各所属により進行管理に対する意欲の差がある。</p>					
<p>(企画政策課)  <b>■第 2 期生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定（令和 2 年 3 月）</b>          人口減少の歯止め、東京圏への人口集中を是正するため、地方版総合戦略として、平成 27 年 12 月に「生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、後継計画として、令和 2 年 3 月に第 2 期総合戦略を策定した。          子育て世帯を主なターゲットとしつつ、『働き盛り世代が多様な働き方・暮らし方を選択でき、安心して 2 人目、3 人目の子どもを産み、育てられるまち』を実現することで、出生率の向上と定住促進・転入増加を図る。</p>						
<p>(防災安全課)  <b>■生駒市地域防災計画の策定</b>          関係行政職員、学識経験者、関係事業者、市民団体代表、公募市民等による防災会議を開催し、地域防災計画の作成及びその実施の促進を行っている。</p>						
<p>(防災安全課)  <b>■生駒市国民保護計画の策定</b>          武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）の規定に基づき、生駒市国民保護計画を策定し、市民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項等を定めている。</p>						
<p>(防災安全課)  <b>■生駒市国土強靱化地域計画の策定</b>          強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の規定に基づき、これまでの防災・減災対策に関する事項を念頭に、今後の本市の国土強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進するため、生駒市国土強靱化地域計画を策定し、計画に沿った事業を実施している。</p>						<p><b>【以下、防災安全課】</b>          ・「防災」における人権の視点を確保する為に、どのような留意を行っているのでしょうか（中川委員長）           ・「地域防災計画」の市民参加はなかなか難しいですが、住民らがボトムアップで策定する「地区防災計画」は、協働のまちづくりのとても良い実践になりうると思っています。市として策定プロセスなどでどのような支援（幅広い人が参画できるような配慮）をしておられますか？（相川委員）           ・国土強靱化地域計画の策定やフォローアップにあたり、どのように住民や事業者の参画・協働を図りましたか？内閣府の「国土強靱化地域計画 策定・改定ガイドライン（第 2 版）」（23 年 10 月）にも「地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働」として地域住民（とくに男女共同参画に関しては特筆）や地域企業に参画してもらった重要性や具体例が掲載されていますし、自治体の「総合計画」と強靱化の地域計画を一体的に検討するという提案もなされています。（相川委員）</p>

<p>(行政経営課)  <b>■第 3 次生駒市行政改革大綱 (令和元年 12 月策定)</b>          &lt;目的&gt;          次世代へつなぐ          &lt;基本目標&gt;          将来世代に負担を先送りしない持続可能な行財政運営を実現          &lt;基本方針&gt;          1 健全な財政基盤の確立          2 歳入増につながる施策の創出、強化          3 ファシリティマネジメントの推進          4 市民、事業者等との協働によるまちづくりの推進          5 時代に対応できる柔軟で連携のとれた機能的な組織づくりと人材育成の推進          &lt;推進期間&gt;          令和元年度から令和 6 年度までの 6 年間とする。</p> <p>生駒市行政改革大綱は、事業の必要性の判断を通して、「第 6 次生駒市総合計画」における将来都市像の実現に向けた施策・事業の積極的な展開をバックアップし、効率的・効果的な行政経営を推進するため、市が取り組むべき改革の考え方・あり方を明らかにするものである。          策定にあたっては、学識経験者や団体代表、公募市民等で構成する生駒市行政改革推進委員会での意見を反映し、策定した。</p> <p>(行政経営課)  <b>■生駒市行政改革大綱行動計画の策定</b>          「生駒市行政改革大綱」を受けて、「なにを、いつまでに、どのようにするか」という具体的な取組を示したものである。「生駒市行政改革大綱」で定めた基本理念と取組方針に沿って、個々の取組項目を設定し、具体的な取組内容を掲げ、得られる効果として達成目標を定めている。          &lt;期間&gt;          前期行動計画：令和元年度～令和 3 年度          後期行動計画：令和 4 年度～令和 6 年度</p> <p>(SDGs 推進課)  <b>■総合計画に即して「環境基本計画」を策定しており、平成 30 年度は市民・事業者・行政からなる「環境基本計画推進会議」で 5 年目の見直しを行った。</b></p> <p>(農林課)  <b>■生駒市農業ビジョンの策定</b>          多様な担い手による持続的な発展により、生駒市の農業の推進と人に優しい生活環境の保全を図るため、平成 25 年 4 月に農業ビジョンを策定した。          同ビジョン策定による効果を検証したうえで、令和元年</p>	<p>(行政経営課)          新型コロナウイルス感染症拡大に伴う財政状況の変化や生活様式の変化、DX の推進、少子化対策等、喫緊に取り組む必要のある新しい政策課題が山積しており、行政改革の推進についても、昨今の状況を踏まえて、時代に即した新しい取組方法を考える時期が来ている。          また、行政改革大綱は、総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた施策・事業の積極的な展開をバックアップするものと位置づけられているものの、行動計画に掲げる取組項目と総合計画の施策にずれが生じているため、行政改革推進委員会の提言が総合計画の施策へ反映できておらず、十分に連動ができていない。</p>				<p><b>【行政経営課→R6.4 から企画政策課に変更】※資料 2 に回答を記載</b>          ・行政改革における          ①コストダウン          ②パフォーマンスアップ(生産性上昇)          ③有効性分析(エフェクト・アナリシス)          の内②及び③を判断する為のツールは用意されていますか。(中川委員長)</p> <p>・総合計画の実施にあたり行政改革推進委員会の提言を反映させる方法は？各部局の評価の際に盛り込むなど、改善の策は採っておられますか？(相川委員)</p>
---	--	--	--	--	---

<p>度に令和 10 年度までの新たなビジョンを策定した。策定に当たっては、学識経験者や農業者団体等により構成する推進懇話会、市民とのワークショップ、飲食店へのヒアリング等により広く意見を聴取している。 令和 5 年度は中間年次として、同ビジョンの見直しを行っている。</p> <p>(商工観光課) ■商工観光ビジョンの改定及び推進 令和 5 年度以降の商工業および観光施策について、第 6 次総合計画を上位計画としてビジョンの改定及び普及業務を行っている。</p> <p>(環境保全課) ■「平成 23 年 5 月に策定した一般廃棄物処理基本計画の期間満了に伴う見直し」 令和 2 年 7 月 生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定懇話会の開催 令和 3 年 3～4 月 パブリックコメント 4 名 2 0 件の意見あり 令和 3 年 5 月 環境審議会へ報告 令和 3 年 6 月 議会へ報告 令和 3 年 7 月 策定 現在、PDCA サイクルによる進行管理（計画の期間は令和 1 2 年度末まで）</p> <p>(人権施策課) ■生駒市人権施策に関する基本計画(第 2 次) (平成 31 年 3 月策定) 前計画は平成 17 年 12 月に策定し、諸施策を展開してきたが、近年において犯罪被害者とその家族、インターネット等による人権侵害、LGBT などの性的少数者に関する問題など新たな課題への緊急の対応が求められていたことから、これまでの施策を更に進化させるとともに、新たな課題に対応するために、第 2 次計画を策定した。</p> <p>(福祉政策課) ■生駒市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画の策定 (R3.3) 学識経験者や一般公募の市民の方々に参加いただいた介護保険運営協議会での委員の意見やパブリックコメントを反映し策定した。計画期間は、令和 3 年度からの 3 年間で、毎年実行状況を整理し、点検・評価を行う。現在、9 期計画の策定作業中。</p>		<p>高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画</p>			<p>【以下、人権政策課】※資料 2 に回答を記載 ・計画を策定する際に、どのように当事者（被害者や少数者）や支援者らの声を反映させましたか？ 策定後の計画を当事者を含む多くの人に知ってもらうために、どのような広報の工夫をされましたか？（相川委員）</p> <p>・障がい者差別禁止法に伴い市政への参画に「合理的配慮」の必要性や工夫を伝えたり、全庁的なチェックを行ったりしておられますか？ また民間事業者や地域団体には、どのような啓発や呼びかけをしておられますか？（相川委員）</p>
---	--	-------------------------------	--	--	--

<p>(障がい福祉課)  <b>■第 7 期生駒市障がい者福祉計画の策定</b>          地域の医師・学識経験者・事業者などで構成された生駒市障がい者地域自立支援協議会を 4 回にわたり開催し (R5)、第 7 期生駒市障がい者福祉計画の策定について審議を重ねた。</p> <p>(健康課)  <b>■第 2 期健康いこま 21 の策定 (H25.11)</b>          策定にあたり懇話会を開催。公募市民や関係機関の代表者と共に、計画の主旨、方針の理解を得ながら検討した案に対して、パブリックコメントを実施し、計画を策定した。          中間見直し (H30.12)          事業等の効果を測る目安として設定している目標指標および市や第 2 期健康増進計画策定懇話会参加機関の取組について調査を実施。その後、生駒市健康づくり推進員連絡協議会や郡山保健所の意見を評価に反映し、中間報告書を作成。          (R4) 国と県の計画期間がそれぞれ一年間延長されたことに伴い、第 2 期健康いこま 21 の計画期間を 1 年延長し、2024 (令和 6) 年度に第 3 期健康いこま 21 計画を策定予定</p> <p>(健康課)  <b>■第 3 期食育推進計画の策定</b>          策定にあたり懇話会を開催。公募市民や関係機関の代表者と共に、計画の主旨、方針の理解を得ながら検討した案に対して、パブリックコメントを実施し、計画を策定した。2024 (令和 6) 年度は健康いこま 21 計画と共に第 4 期食育推進計画を策定予定。</p> <p>(都市計画課)  <b>■都市計画マスタープランの策定</b>          令和元年に上位計画である第 6 次生駒市総合計画を策定したことに伴い、上位計画との整合を図る必要が生じたことに加え、都市づくりをめぐる潮流の変化に対応するため、都市計画マスタープランの策定を行った。策定においては、市民意識調査や地域ワークショップ、パブリックコメントを実施し、市民意見を取り入れた。また、学識経験者、市民代表を委員に含む生駒市都市計画審議会都市計画マスタープラン策定検討部会及び生駒市都市計画審議会での委員の意見を反映し、令和 3 年 6 月に策定した。</p> <p>(みどり公園課)  <b>■生駒市景観形成基本計画の策定</b>          生駒市の魅力ある景観づくりの実現に向けて推進することを目的に生駒市景観形成基本計画の策定をおこなっ</p>					<p><b>【障がい福祉課】※資料 2 に回答を記載</b>          ・計画を策定する際に、どのように障がい当事者 (或いは家族) や支援者の声を反映させましたか? アンケートを取られたと聞いていますが、対象や回収率は? 公聴会やヒアリングは行われましたか? また策定後の計画を当事者を含む多くの人に知ってもらうために、どのような広報の工夫をされましたか? (相川委員)</p> <p>・前述の人権啓発課への質問と同趣旨で、合理的配慮についてどのような浸透の工夫をしておられますか? (相川委員)</p> <p><b>【都市計画課→R6.4 から都市づくり推進課に変更】※資料 2 に回答を記載</b>          ・都市マス策定時の資料 (意識調査等) は、まちづくりに係る他部局職員や市民に還元されていますか? (相川委員)</p>
--	--	--	--	--	--

<p>た。策定においては、学識経験者、団体代表、公募市民をメンバーとした生駒市景観形成基本計画策定懇話会及び景観審議会での委員の意見やパブリックコメントを反映し、平成26年4月に策定した。</p> <p>(みどり公園課)</p> <p>■緑の基本計画の策定 (H16.9)</p> <p>緑の基本計画は、都市緑地法に基づき生駒市が定めた総合計画の緑に特化した計画である。計画の基本的な考え方は、本市の都市づくり・まちづくり全ての分野にわたる基本方針である「生駒市総合計画」の基本構想を上位計画とし、また、都市計画に関する基本的な方針を定めた「生駒市都市計画マスタープラン」にも整合している。</p> <p>緑の基本計画の基準年次は平成12年とし、目標年次は32年とした20年間の計画。</p> <p>緑の基本計画に基づき、緑の保全及び緑化推進のため、緑の市民懇話会、生垣助成制度、保護樹林・保護樹木制度、樹林地バンク制度、花と緑のボランティア養成講座、市民の森事業、花と緑の景観まちづくりコンテスト、花と緑のわがまちづくり助成制度等の事業を推進している。</p> <p>(上下水道部総務課)</p> <p>■生駒市水道事業ビジョンの策定 (R3.3)</p> <p>今後見込まれる給水人口の減少や水道施設の更新需要の増大、大規模災害への対応などを踏まえ、令和3年度から10年間に取り組むべき具体的な施策や財政収支計画などを示した。</p> <p>(教育指導課・教育政策室)</p> <p>■第3次生駒市教育大綱の策定 (令和6年6月策定予定)</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て、市長が策定する本市の教育行政の根本を成すもので、第1次教育大綱を平成28年6月に策定した。前教育大綱の策定から4年間をもって改訂の区切りとしており、社会情勢等の変化や新たな教育課題等に対応しながら、同時に未来を見据え、多くの関係者の声を反映し、専門家の意見も得ながら第3次生駒市教育大綱の策定を進めている。</p> <p>(子育て支援総合センター)</p> <p>■生駒市子ども・子育て支援事業計画の策定 (令和2年3月策定)</p>	<p>(上下水道部総務課)</p> <p>令和7年度からの県域水道一体化により水道事業は事業統合を行う予定だが、生駒市水道事業ビジョンに示すアクションプランが确实適切に実施できるよう検討協議が必要である。</p>	<p>(子育て支援総合センター)</p> <p>・生駒市子ども・子育て会議 条例 (子育て支援総合センター)</p>				<p>【上下水道部総務課】※資料2に回答を記載</p> <p>・上水道・下水道とも大切なライフラインであり、市民にもっと関心を持っていただきたいところですが、ビジョン策定時において、あるいは策定後の啓発広報において、どのように参画と協働を工夫されましたか？(今後される予定ですか？)(相川委員)</p>
--	--	--	--	--	--	---

<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づき、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、管内における子ども・子育て支援事業の今後5年間における需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定しなければならない。また、計画策定に当たっては、子育ての当事者等の意見を反映するために、条例の定めるところにより、子ども・子育て会議を置くように努めるものとされており、生駒市子ども・子育て会議の委員にも公募市民や幼稚園・保育所の保護者代表等に参加していただいている。</p> <p>（子育て支援総合センター）  <b>■生駒市子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定（令和7年3月策定予定）</b>          教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業等が円滑に実施できるよう、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、第3期の子ども・子育て支援事業計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査</li> <li>・子ども・子育て会議</li> </ul> <p>（生涯学習課）  <b>■生駒市社会教育基本方針の策定</b>          社会教育委員会議で、生駒市社会教育基本方針を定めており、毎年重点目標を定めて生涯学習推進のための施策を進めている。</p> <p>（スポーツ振興課）  <b>■（仮称）第2期生駒市スポーツ推進計画の策定</b>          令和5年度末に生駒市スポーツ推進計画の計画期間が終了するため、引き続き本市のスポーツ振興、推進を図るため（仮称）第2期スポーツ推進計画の策定を予定している。</p> <p>策定の際には、生駒市スポーツ推進審議会での委員の意見を反映し、パブリックコメントを実施予定。          推進計画の基本方針や基本目標の達成に向け、関連事業のとりまとめを行い、計画の進行管理を実施予定。</p>	<p>ではなく、引き続き子ども・子育て会議において子育て支援施策の実施状況を調査審議する等、継続的に点検・評価・見直しを行っていく必要がある。</p> <p>（子育て支援総合センター）          ・本計画については、計画を策定すれば終わりというわけではなく、引き続き子ども・子育て会議において子育て支援施策の実施状況を調査審議する等、継続的に点検・評価・見直しを行っていく必要がある。</p> <p>（生涯学習課）          ・社会教育基本方針及び重点目標の策定にあたっては、社会教育委員の知見や社会教育の成果や評価を踏まえ、今以上に社会教育委員会議での議論を深める必要がある。</p> <p>（スポーツ振興課）          推進計画の基本目標を実現するため、様々な取り組みを進めていくうえで、市のスポーツ施設の指定管理者や各種スポーツ団体及び地域などと連携し、スポーツを楽しむ環境を作る必要がある。</p>	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、生駒市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」）を設置          令和5年4月1日付、こども家庭庁の設置に伴う法改正により、併せて条例改正。          これを根拠に通常年間2回程度の子ども・子育て会議を開催している          根拠法令：子ども・子育て支援法 第72条</p>				<p><b>【以下、生涯学習課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会教育基本方針」と「生駒市生涯学習推進基本方針」との関連は？ また市HPの「生涯学習」のページには平成19（2007）年時点の基本方針の冊子と「平成30年度社会教育基本方針及び重点目標」がPDFでアップされているだけで最新の情報にたどり着けません。さらに「生涯学習推進基本計画」もページは説明文にとどまり、計画本体がアップされていないようです（アップされているのかもしれませんが、たどり着けません）（相川委員）</li> <li>・社会教育委員会議については要約筆記の議事録が公開されているだけで、会議で配られた議事概要のみ公開されていますが、配布資料（「社会教育基本方針及び重点目標」にかかる実績報告など）が公開されておらず、一般市民が関心を持ち参画するための情報提供が不十分だと思います。（相川委員）</li> <li>・先に自主学習グループやまちづくり人材バンク制度の見直しなどを挙げておられましたが、どのように市民の意見を聴きながら検討されるご予定でしょうか？（相川委員）</li> <li>・自治基本条例や総合計画をはじめとする市政について学んだり、身近な地域について学んだりするのは生涯教育の重要な要素と考えますが、そのようなプログラムや事業はありますか？ 今後予定されていますか？（相川委員）</li> </ul>
---	---	--	--	--	--	---

第6章

条 文	解 説
<p>(説明責任) 第20条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p>	<p>【解説】 市は、政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定しています。この説明責任は、市民が「情報提供を受け、自ら取得する権利」を保障するとともに、市民が「まちづくり参画の権利」を行使する上での前提となるものです。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(企画政策課) ■政策の立案に係る情報は、新規・主要事業ヒアリング調書として、市ホームページに公開している。 ■総合計画審議会において、毎年、基本計画の進行管理を行っており、施策を検証し評価している。</p>			<p>1 提供する情報を市側がコントロールするのではなく、一定の基準を設けたうえで、その基準に基づき情報の公開に努める必要があると考えます。</p>		<p>特になし</p>	<p>【企画政策課】 ・前回の見直し時の意見に対する回答をお聞かせ願います。(清水委員)</p> <p>【人事課】※資料2に回答を記載 ・HPには「部の主要施策」(毎年、市長の施政方針を受けて各部長は年度当初にその年度に取り組む主要な施策(目標)を設定し、年度末には取組の成果を確認し、評価を行います)とあります。年度初めの目標文書は掲載されているのですが、年度末の「部の主要施策取組状況報告書」が不掲載です。条文の趣旨からいえば、載せるべきと考えますがいかがですか？(相川委員)</p> <p>【行政経営課→R6.4 から企画政策課に変更】※資料2に回答を記載 ・行政経営課の方でも、施策評価は行っておられるようですが、取組状況に記載されていないのはなぜでしょうか？(あまり「説明責任」を意識されていないのでしょうか)(相川委員)</p>

《参考》「情報提供を受け、自ら取得する権利」は、第46条、第47条で規定している。

第6章

条 文	解 説
<p>(意思決定の明確化)            第21条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。</p>	<p>【解説】            意思決定の過程とは、市長が政策意思を決定する過程、すなわち「政策意思の形成過程」全般をいい、「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることを定めるもので、市は、請求に基づき公開するだけでなく、お知らせ、公表、説明等に努めるよう規定するものです。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(企画政策課)            行政経営会議における議事要旨を公表している。</p> <p>(総務課)            生駒市行政文書管理規則を制定し、意思決定に至る過程を文書として作成することを定めている。</p>		<p>・生駒市情報公開条例</p>			<p>(総務課)            &lt;&lt;既存の法律など&gt;&gt;  <b>【生駒市行政文書管理規則】</b>            (文書の作成)  <b>第4条</b> 職員は、前条に定める責務を果たすため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に裏付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書(図面を含む。)を作成しなければならない。</p> <p>↑解説文への追加を希望する</p>	<p><b>【総務課】</b>            ・条文の意図は、文書の作成・保存（請求があれば開示）だけでなく、市の仕事の内容が市民に理解してもらえるように意志決定過程の情報を明らかにすることです。傍聴可能な審議会や検討委員会に出された資料類は原則、HPで公開されるべきだと思いますが、情報提供に熱心な部局と、そうでない（議事録概要程度）部局とがあるのはどうしてでしょうか。（相川委員）</p>

第6章

条 文	解 説
<p>(行政組織) 第22条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p>	<p>【解説】 市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりを行うとともに、職員自ら、自治体職員として責任ある政策を実行していくという自律的責任を市の責務として規定しています。さらに、分断された縦割り組織の弊害（窓口対応における市民のたらいまわしなど）に対処するため、組織の横断的な連携を行うとともに組織間の連絡調整を密に行い、市民への説明責任を果たすことの必要性を定めています。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(企画政策課) 横断的な連携や調整を図り情報の共有化を図っている。</p> <p>■主な組織・機構改革 令和2年4月 ・教育振興部の名称を教育こども部に変更 ・市制50周年事業室を設置 ・ICTイノベーション推進課、SDGs推進課、観光振興室を設置など 令和3年4月 ・地域包括ケア推進課内に基幹型地域包括支援センター係を新設 地籍調査係を事業計画課から土木課に移管など 令和4年4月 ・市民活動推進課の名称を地域コミュニティ推進課に変更、高齢施策課の名称を福祉政策課に変更 ・拠点形成課、スマートシティ推進室、学校給食センター、教育政策室を設置 ・こども課を幼保こども園課とこども総務課に分割など 令和5年4月 ・SDGs推進課内に公民連携係を設置、人権施策課内に国際化推進係を設置 ・地域共生サミット推進室を設置</p>	<p>(企画政策課) ・市民に分かりやすい組織の名称・体制を整えるとともに、効率的な事務の執行に向けた組織を構築する必要がある。</p>	<p>・生駒市行政組織条例</p>	<p>1 行政組織を変える際には、その理由等しっかりした説明がなされる必要があると考えます。</p> <p>2 分野横断的な政策課題が多くなる中で、複数の課で効率的、効果的な政策を立案、実施できる体制整備が必要と考えます。□</p>	<p>(企画政策課) 1 市議会における説明及び広報紙での周知等を実施。</p> <p>(デジタル推進課) 1 生産年齢人口減少などにより自治体の経営資源が制約される中、持続可能な行政サービスを提供し続けるには、ICTによる行政手続きの革新、根拠ある政策立案等を進めることで、行政事務の生産性を向上させ、公共サービスの価値を高める必要があります。庁内横軸組織として「生駒市DX推進本部」を立ち上げ、令和5年8月に策定した「生駒市スマートシティ構想」の実現に向けて、庁内一丸となって取り組んでまいります。</p> <p>(企画政策課) 2 複雑多様化する行政課題に対して、部門横断的に対応できるよう、適宜プロジェクトチームを設置している。近年では、複合型コミュニティづくり、市制50周年事業、庁内グループウェア検討、少子化対策、オフィス改革、地域共生社会推進会議等でプロジェクトチームを設置し対応にあっている。</p>	<p>特になし</p>	<p>【人事課】※資料2に回答を記載 ・社会情勢の変化に柔軟に対応していくためには、外部官民組織との人的交流が必須と考えますがその状況はどのようなものでしょうか(職員の出向・副業、他組織からの人員の受け入れ、など)。(生駒委員)</p> <p>【企画政策課】 ・複合的な課題に対応するため、分野横断型の組織を設置するなど工夫がなされていると思いますが、組織名称が市民には聞きなれない言葉になる等の理由で、その組織でどのような業務を担っているのかわかりにくくなっている面もあるように感じます。市民に分かりやすく伝える工夫はされていますでしょうか。(平阪委員)</p>

第6章

条 文	解 説
<p>(職員政策)</p> <p>第23条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならない。</p> <p>2 市は、職員の資質及び能力の向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>&lt;第1項&gt; 職員の任用及び配置に関する市の責務を定めています。具体的には、地方公務員法の規定に基づき、能力の実証に基づき職員の任用を行うこと及び職員の配置等に当たっては、定期的な勤務実績の評定を行うこととするものです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方公務員法】 (任用の根本基準)</p> <p>第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。 (勤務成績の評定)</p> <p>第40条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。</p> </div> <p>&lt;第2項&gt; 市は、地方分権時代に適切に対応できる職員として、その資質及び能力の向上並びに多様な自己研鑽の機会を保障するため、政策研究や各種専門研修の充実に努めなければならないことを規定しています。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(人事課)</p> <p>各所属において、各種専門研修等に派遣し、スキルアップに努めている。</p> <p>&lt;第1項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事評価制度の適正運用と効果的な人材育成</li> <li>人員配置への活用</li> <li>新任係長職に対する人事評価者研修の実施</li> <li>自己申告制度の毎年実施</li> </ul> <p>&lt;第2項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用職員研修を初めとする階層別研修の実施</li> <li>新規採用職員や係長を対象とした地方自治法、地方公務員法、行政法等の法令知識を学ぶ研修</li> <li>政策形成実践研修の実施</li> <li>課題解決発見研修の実施</li> <li>協創力向上研修の実施</li> <li>メンタルヘルス研修の実施</li> <li>各種研修機関への積極的な派遣により専門知識、技術の向上</li> <li>職員の自発的な研究・相互啓発などへの支援、地域貢献活動(副業)の促進</li> <li>人材育成に資する人事評価制度の運用</li> </ul>	<p>(人事課)</p> <p>今後も取組を進めていく必要がある。</p>		<p>1 取組を進められていると思いますが、リスクマネジメントと、その基礎となる法令遵守の徹底のための行政に係る法務については、定期的、継続的な研修が必要と考えます。</p> <p>2 参画と協働をテーマとした研修を継続的に実施されていますが、研修の成果として、協働の推進にどう反映されているのかが大事であると考えます。</p>	<p>(人事課)</p> <p>1 新規採用職員や係長を対象とした地方自治法、地方公務員法、行政法等の法令知識を学ぶ研修を行っている。</p> <p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>2 複合型コミュニティ(まちのえき)づくりに向けて市内横断型のプロジェクトチームを立ち上げ対応にあっている。</p>	<p>特になし</p>	<p>【以下、人事課】※資料2に回答を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前回の見直し所の意見1について、依然として重要だと考える(中川委員長)</li> <li>定年でなく退職する職員が少なからずいる中で、人事評価制度は適正に運用されているのか。(中尾委員)</li> </ul>

第6章

条 文	解 説
<p>(法務政策)</p> <p>第24条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法令を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>地方分権の推進に伴い、地域独自の自治に必要な政策条例の制定が求められており、そのための自治立法権と法令の解釈に関する自治権を活用した法務活動の充実について定めています。</p> <p>なお、「法令」とは、法律及び法律に基づく命令（告示を含む）を指します。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(総務課)</p> <p>■各課から提案される条例、規則についての審査（上位法や他の条例との整合性のチェック、権利を制限したり、義務を課したりする場合の合理的な説明の明確化など）を実施。</p> <p>※地域独自の自治に必要な政策条例の制定については、総務課が主体となるものではなく、関係各課が主体となる。</p> <p>(例)生駒市まちをきれいにする条例(SDGs推進課) 生駒市空き家等の適正管理に関する条例(建築課) 生駒市景観条例(みどり公園課) 生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例(環境保全課) 生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例(障がい福祉課)</p>	<p>(総務課)</p> <p>・先進的に制定されている条例や「はやり」の条例をコピーのように本市に置き換えて制定してしまわないよう、制定に至る背景を十分認識しながら、本市に即した課題解決の方法を見出していく必要がある。</p>		<p>1 各要綱について条例に移行する必要性がないか、引き続き検証していただきたいと思えます。</p>	<p>(総務課)</p> <p>1 各課が所管している例規が、本来あるべき法体系で制定されているか、また、その例規の立法事実や課題、目的に変化がないか等の見直しを行う仕組みづくりを検討していきます。</p> <p>(建築課)</p> <p>1 生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱につきましては、現状、開発行為の許可権が奈良県にあることから、条例化する必要はないと考えております。また、耐震診断補助金交付要綱などについては、生駒市補助金交付規則に基づき策定しているため、条例に移行する必要性はないと考えております。</p>	<p>特になし</p>	<p>【以下、総務課】</p> <p>・条例、規則、要綱等の立案、審議に於いて、自治基本条例に沿っているか、という審査システムはありますか。（中川委員長）</p> <p>・初回のヒアリングで、総務課から「(各課の条例屋規則と)自治基本条例との整合性をチェックしていない(そういう体制はない)」との答弁がありました。ここでは「上位法やほかの条例との整合性をチェック」とありますが(自治基本条例は自治体の最高規範だと理解していますが)きちんとできているのでしょうか？(相川委員)</p>

第6章

条 文	解 説
<p>(法令遵守及び公益目的通報)</p> <p>第25条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>&lt;第1項&gt; 市は、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月25日条例第21号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。</p> <p>市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、職員の職務に係る法令等の遵守制度の適切な運用を市に課す規定です。</p> <p>&lt;第2項&gt; 行政執行の公正を妨げ、市政に対する信頼を損なう行為及び公益に反する恐れのある事実がある場合において、職員の公益目的通報制度の適切な運用を市に課しています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《既存の法律など》</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例】 (市の責務)</p> <p>第3条 市は、透明性の高い公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保するよう十分に配慮するとともに、法令等の遵守に関する啓発、不当要求行為及び公益目的通報に適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。</p> </div>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(総務課)</p> <p>(1)職員研修 公正な職務の執行を推進し、また、不当要求行為に対し、組織として毅然とした対応を行い、職員ひとりひとりの法令遵守の意識を高めるため、以下のとおり職員研修を実施した。</p> <p>H24 「官公庁におけるコンプライアンス」 (係長級向け、弁護士による講演)</p> <p>H25 「不当要求防止責任者講習会」 (管理職向け、県警本部職員による講演)</p> <p>H26 「不適切な業務執行の事例及び再発防止に係る報告」 (管理職及び5級以上の職員)</p> <p>H29 「本市の法令遵守推進制度の再確認」 (管理職向け、生駒市法令遵守委員会委員長による講演)</p> <p>R1 「法令遵守推進制度に係る研修会」 (主幹級及び係長級向け、生駒市法令遵守委員による講演)</p> <p>(2)公益目的通報制度 法令遵守推進条例の規定により、法令遵守委員会を公益目的通報の受付及び必要な調査等を行う組織として定め、運用している。 令和2年度において、1件の実績があった。</p>	<p>(総務課)</p> <p>職員の意識が低下することのないよう、常時啓発を行っていく必要がある。</p>	<p>・生駒市法令遵守推進条例</p>			特になし	<p>【以下、総務課】</p> <p>・コンプライアンスの研修は、最近少なくなっていますが、年に1～2回は必要と思います。(中川委員長)</p> <p>・法令遵守に関する研修の対象は職員だけでしょうか？(委託や指定管理者として市政に関わる民間人にも、研修の門戸を開いていますか？ 不当要求防止の研修などは、市民に接する民間事業者にも必要だと思いますが)(相川委員)</p>

第6章

条 文	解 説
<p>(行政手続) 第26条 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>【解説】 市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するための生駒市行政手続条例（平成9年3月31日条例第2号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《既存の法律など》 【生駒市行政手続条例】 (目的等) 第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> </div>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応 (対応していない場合はその理由)	条文・条文解説で 変更が必要と思 われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ ヒアリング希望部署
<p>(総務課) ■各課からの行政手続法や行政手続条例の解釈や運用に係る相談に応じてアドバイスを実施。</p> <p>※行政手続法や行政手続条例の運用については、関係各課がその所管業務について主体的に行うものである。</p>		<p>・生駒市行政手続条例</p>			特になし	

条 文	解 説
<p>(危機管理)</p> <p>第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>市は、毎年各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪、新型インフルエンザや大規模事故など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力の下、危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市の防災体制に関しては、他の地方公共団体との災害相互応援協定をはじめ、民間企業等との間で、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(防災安全課)</p> <p>■災害協定の締結 応急復旧、物資供給、医療、廃棄物処理、福祉避難所等について、他の自治体や民間企業等と106災害協定を締結している。</p> <p>(防災安全課)</p> <p>■市組織の災害対応機能の強化のため職員を対象とした災害対応研修や訓練の実施。</p> <p>(防災安全課)</p> <p>■防災訓練の実施 各自主防災会が実施する防災訓練等を支援するとともに、複数の自主防災会が連携する避難所単位での防災訓練については共催し、防災知識・技術の習得と共助意識の高揚を図り、市と市民との連携体制を確立している。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>■災害等緊急時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定 ①主体 奈良県都市清掃協議会 ②締結団体 12市+香芝・王子環境施設組合 ③締結年月日 平成18年8月28日 不測の事態等ごみの適正処理が困難となった際、相互に応援</p> <p>(環境保全課)</p> <p>■奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書 ①主体 奈良県 ②締結団体 奈良県+県内市町村+県内一部事務組合 ③締結年月日 平成24年8月1日 支援要請 地震・豪雨等による大規模災害発生時等</p> <p>(環境保全課)</p> <p>■災害時における一般廃棄物（可燃ごみ）処理に関する相互支援協定 ①主体 生駒市、四條畷市、交野市、四條畷市交野市清掃施</p>	<p>(防災安全課)</p> <p>・地域の防災士等の中から、地域での防災活動等に協働・参画できる人を登録する防災リーダー制度を創設したが、その方々の人材育成や地域との連携をさらに深める取組が必要。</p>	<p>・生駒市新型インフルエンザ等対策本部条例</p> <p>・生駒市安全で住みよいまちづくりに関する条例</p> <p>・生駒市災害対策本部条例</p>	<p>1 今後想定される南海トラフ地震などでは大きな津波等が想定され、想定範囲を超えた人口流入等も予測されます。災害においては想定を超えた場合のことも安全弁の一つとして考えておく必要があると思われます。</p> <p>2 災害復旧時の協力事業者等を効率的に運用するために必要なルール等を事前に定めることが必要と考えます。□</p>	<p>(防災安全課)</p> <p>1 現在のところ、想定を超えた場合に備えた対策は行っておりませんが、想定外の事態が起こる可能性も考慮しながら、災害対応力を高めてまいります。</p> <p>(防災安全課)</p> <p>災害復旧時の協力内容及び協力体制を明確にし、効率的な運用を行なうため、現在、複数の団体と災害復旧に関する協定を締結しております。今後も各種団体との協定の締結等を適宜進めていきたいと考えております。(令和4年度末協定締結数：106件)</p>	<p>特になし</p>	<p>【条文・解説に対する意見】</p> <p>・解説文「新型インフルエンザ」→「新型感染症」でしょうか。(正垣委員)</p> <p>【以下、防災安全課】</p> <p>・防災リーダー制度は、生涯学習課の「まちづくり人材バンク」とは連携していないのですか？それはなぜですか？(相川委員)</p> <p>・解説文や取組に民間企業との協定が書かれています。とくに避難場所の提供をしてくれる企業の情報などは市民に伝わっていますでしょうか？(地区防災計画をつくる際など連携できているでしょうか？)(相川委員)</p> <p>・周辺自治体との連携体制は進められているように見受けられますが、南海トラフ地震のような広域にわたる大規模災害等の場合は、周辺自治体も被災地となると考えられます。近畿圏外等の自治体、団体等の協力体制を築く取り組みはされていますでしょうか。(平阪委員)</p> <p>【環境保全課】※資料2に回答を記載</p> <p>・災害ごみの一次仮置き場の運用について、市で指針やルールは出しているか？それは、いざというときに周知できる体制になっているか？(正垣委員)</p>

<p>設組合                  ②締結団体 生駒市、四條畷市、交野市、四條畷市交野市                  清掃施設組合                  ③締結年月日 平成31年4月5日 不測の事態等ごみの適                  正処理が困難となった際、相互に支援</p> <p>(環境保全課)                  ■警察署使用不能時における施設使用に関する協定                  ①主体 生駒市、生駒警察                  ②締結年月日 平成24年10月10日 警察署使用不能時                  にエコパーク21を使用</p> <p>(健康課)                  ■医療救護計画                  H23.5 に生駒市医師会と「災害時における医療救護につい                  ての協定」を締結したことを受け、同会から医療救護計画が提                  出され (H25.12)、救護所における活動等について継続的に                  協議している。</p> <p>(福祉政策課)                  ■災害時要援護者避難支援事業 (避難行動要支援者避難支援                  事業)                  自然災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、自                  力で避難できない方が逃げ遅れなく避難できるよう、自治会                  を中心とした地域での助け合いの体制整備をはかる事業。平                  成26年度から全自治会区域を対象に実施している。</p> <p>(消防警防課)                  ■災害時消防相互応援協定等の締結                  平成31年4月に枚方市・枚方寝屋川消防組合と消防相互                  応援協定を締結した。これにより隣接する8消防(局)本部と                  の締結が完了した。                  この他、平成24年4月に県石油商業組合生駒支部と消防活                  動時の燃料供給について協定を締結している。</p> <p>(消防警防課・消防署)                  ■新型コロナウイルス感染症対策                  令和2年4月に専用救急車を運用する特別救急搬送専属隊                  を配置し、感染症が疑われる傷病者の救急搬送における市民                  や職員への二次感染を防止し、消防力の維持を図った。</p> <p>(消防警防課・消防署)                  ■災害対応強化訓練の実施                  緊急消防援助隊合同訓練をはじめ、隣接消防本部や他関係                  機関との連携訓練・研修を実施した。また、震災・風水害等                  の作戦室(指揮本部)運営図上訓練を実施した。</p>	<p>(健康課)                  ・他機関等との協力を得てい                  ても、人事異動等による体制の変                  更が行政職員の認識及び行動へ                  の影響を及ぼしやすいことから、                  柔軟かつ速やかな編成が可能                  な仕組みづくりが必要となる。</p> <p>(福祉政策課)                  ・高齢化に伴う避難支援員のな                  り手不足</p>					<p>【福祉政策課】※資料2に回答を                  記載                  ・災害時要援護者避難支援事業に                  ついて、自治会によって(加入率                  や高齢化率の違い)支援者が出す                  のが難しいケースも出てきている                  のではないかと推察します。近隣                  で支援員が見つけられない場合                  は、どうされていますか?(相川                  委員)</p>
--	---	--	--	--	--	---

第6章

条文	解説
<p>(広聴応答義務)</p> <p>第28条 市は、市民からの行政に関する意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。</p> <p>2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、その整理及び保存に努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>&lt;第1項&gt; 市民からの意見や要望等に迅速に対応するとともに、その処理結果や理由等を速やかに回答することで、市民との情報共有及び信頼関係の構築を目指すものです。そのためには、職員一人ひとりの意識改革や各種手続への誠実な対応が必要となります。</p> <p>&lt;第2項&gt; 市民との応対を円滑に行うため、記録を作成し、その整理及び保存に努めることを規定するもので、生駒市法令遵守推進条例に規定する要望等の記録の仕組みを活用するほか、この条例に基づき必要な措置を講じるものとします。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例】 (要望等の記録)</p> <p>第6条 職員は、要望等(要望等を行う者(以下「要望者」という。)が公職者以外の者であるときにあっては、当該要望等が職員に対して職務に関する具体的な行為をし、又はしないことを求めるものに限る。)を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。</p> <p>2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例施行規則】 (要望等の記録)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規定により要望等を記録するに当たっては、不実又は虚偽の記録をしてはならない。</p> <p>2 条例第6条第1項の規定による要望等を受けたときは、要望等の意図及び内容を正確に把握するため、可能な限り複数の職員で対応するとともに、要望者に要望等を記録した内容(以下「記録内容」という。)の確認を求めるように努めるものとする。</p> <p>3 条例第6条第1項の規定により記録する事項は、次に掲げる事項(要望者が明らかにしない事項を除く。)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 要望等を受けた日時</li> <li>(2) 要望等を受けた方法</li> <li>(3) 要望等を受けた場所</li> <li>(4) 要望者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地</li> <li>(5) 要望等を受けた職員の所属名、職名及び氏名</li> <li>(6) 要望等の件名及び内容</li> <li>(7) 要望者に対する回答の内容</li> <li>(8) 要望等への対応の結果</li> <li>(9) 要望者による記録内容の確認の状況</li> <li>(10) 前各号に掲げるもののほか、要望等を記録するために必要な事項 (記録内容の報告等)</li> </ol> <p>第4条 職員は、記録内容を所属長を経て、当該職員の所属に係る部長(市長事務部局の公室長若しくは部長、上下水道部長、消防長、教育委員会事務局の部長又は議会事務局長をいう。以下同じ。)に報告するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、職員が特別職に属する職員で常勤のもの又は教育長であるときは、当該記録内容を所管する部長に送付するものとする。</p> <p>3 前2項の規定による報告又は送付を受けた部長は、当該記録内容について、次に掲げるところにより生駒市法令遵守対策会議に送付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 記録内容が日常的、定例的又は軽易なものであるときは、毎月末日までに受けた要望等に係る記録内容を翌月の10日までに送付するものとする。</li> <li>(2) 記録内容が重要、異例又は不当要求行為に該当すると認めるときは、直ちに送付するものとする。</li> </ol>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>（広報広聴課）</p> <p>■要望書や市ホームページの「ご意見・お問い合わせ」等で意見・要望等を受け付け、担当課を通じて対応可能なものは対応し、対応できないものや市の所管外のものはその理由を回答しており、年に1回広報紙で件数や主な意見の公表を行っている。</p> <p>（総務課）</p> <p>■要望等の記録公表制度</p> <p>生駒市法令遵守推進条例第5条から第9条の規定に基づき、市民からの要望等に対し、適切な対応を行うとともにその概要を適正に記録し公表している。また、公職者等から職員に対し口頭で受けた要望等を記録し、公表することで、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行に寄与している。</p> <p>年度別の要望等記録件数の実績は以下のとおりである。</p> <p>H22 207件 H23 171件 H24 152件 H25 185件 H26 155件 H27 92件 H28 33件 H29 150件 H30 114件 R1 79件 R2 76件 R3 91件 R4 91件</p>	<p>（広報広聴課）</p> <p>同様の質問や意見が多い時は、市ホームページの「FAQ（よくある質問）」にジャンルごとにまとめて掲載しているが、定期的なメンテナンスが必要である。また、回答が遅いものがあり、担当課に回答を促している。</p> <p>（総務課）</p> <p>職員が記録する件数が一時減少していたことや、事務負担の増加が懸念されていた。このため、記録等を簡素化するとともに不当要求等は詳細に記述するなど記録の工夫を行ったり、職員に「法令遵守推進制度の手引き」及び「要望等記録報告制度 実務マニュアル」を配布し、記録しやすい環境の整備を行っている。</p>	<p>・生駒市法令遵守推進条例</p>			<p>特になし</p>	<p>【以下、人事課】※資料2に回答を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不当要求への対応については研修がされていますか？（中川委員長）</li> <li>・市民からの意見や要望に対応することはもちろん必要ですが、一方で、不当な要望、苦情については一定の歯止めが必要であり、またカスタマハラスメントから職員を守ることも必要かと思えます。（生駒委員）</li> </ul>

第6章

条 文	解 説
<p>(広聴対応)</p> <p>第29条 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>市だけでは解決できない課題が多くなってきているため、市民からの要望・意見等を収集し、的確に捉え、施策・政策に反映していくことが求められます。広聴はそういった役割を果たすものであることから、広聴機能の充実を図ることを定めたものです。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(広報広聴課)</p> <p>■要望書や市ホームページの「ご意見・お問い合わせ」等で意見・要望等を受け付け、担当課を通じて対応可能なものは対応し、対応できないものや市の所管外のものはその理由を回答しており、年に1回広報紙で件数や主な意見の公表を行っている。</p> <p>また、市長と市民が気軽に意見交換を行うティーミーティングをコロナ禍の令和2・3年度を除き毎年開催しているほか、各課において事業の説明会やワークショップ等を開催し、市民の意見を聴く機会を確保している。</p> <p>(総務課)</p> <p>■法令遵守委員会の開催</p> <p>要望等の記録その他要望等への対応の状況について調査し、必要な意見を述べるため、以下のとおり法令遵守委員会を開催した。また、調査の結果及び制度運用に対する意見をまとめた報告書を毎年作成している。</p> <p>H24：6回 H25：5回 H26：4回 H27：6回 H28：7回 H29：7回 H30：5回 R1：5回 R2：9回 R3：3回 R4：6回</p>	<p>(広報広聴課)</p> <p>・同様の質問や意見が多い時は、市ホームページの「FAQ（よくある質問）」にジャンルごとにまとめて掲載しているが、定期的なメンテナンスが必要である。</p>		<p>1 市民からの苦情等の情報を集約し、全庁的な業務改善に繋げる仕組みを構築することが必要と考えます。</p>	<p>(広報広聴課)</p> <p>1 複数の課にまたがるようなご意見・ご要望はとりまとめて対応・回答している。また、令和2年度にホームページをリニューアルし、同様の質問や意見が多いものについて、市ホームページの「FAQ（よくある質問）」にジャンルごとにまとめて掲載した。</p>	<p>特になし</p>	<p>【条文・解説に対する意見】</p> <p>・条文に「市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため」とありますが、「苦情」が並びの先頭になっている点が気になります。あえて先頭に置いているのでしょうか。（平阪委員）</p>

第6章

条 文	解 説
<p>(財政運営の基本方針)</p> <p>第30条 市長は、総合計画を実現するための財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>市の財政は、市民の税金等によって支えられていることを踏まえた財政運営の基本事項として、一定の期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化した総合計画やそれを実現するための財政計画を定めます。更にこれらの計画に基づく事業の成果等の目標到達度を明らかにし、次の計画や予算、その実施に反映させる行政評価に基づいて、財源を効果的かつ効率的に活用できるように、自主的かつ健全な財政を確立することが必要であることを定めています。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(財政課)</p> <p>■厳しい財政の現状に即した中期財政計画を策定・公表するとともに、健全な財政運営に努めた。</p> <p>(財政課)</p> <p>■歳入・歳出の資金需要を的確に把握するとともに基金残高を活用し、一時借入金をゼロに抑えた。■歳入・歳出の資金需要を的確に把握するとともに基金残高を活用し、一時借入金をゼロに抑えた。</p> <p>(財政課)</p> <p>■市債の借入については、元利償還金が普通交付税で措置される率の高い優良起債を活用するとともに、各基金についても、財源として効果的・効率的に活用した。</p>	<p>(財政課)</p> <p>■税収が伸び悩む中、社会保障関係費が増高しており、今後の財政運営を健全に行っていくために、大幅な事務事業の見直し等を進める。</p>		<p>1 中期財政計画には、本来、楽観的予測に基づく値と悲観的予測に基づく値の双方が必要だと考えます。</p> <p>2 中長期財政計画については、一定の策定方針をルール化するとともに、社会経済環境の変化等に合わせて見直す場合はその理由等を明確化する必要があると考えます。</p>	<p>(財政課)</p> <p>1 以前は予算に基づく計画となっており、決算との乖離があったが、近年は一定額以上の実質収支が発生していることから、決算見込みに基づく楽観的でも悲観的でもないより現実的な値を記載できるよう努めています。</p> <p>(財政課)</p> <p>2 中期財政計画は、国の施策等による影響を大きく受けることから、毎年社会情勢の変化に対応すべくローリング方式により毎年度策定を行っています。毎年更新されるため、その時点の最新情報から予測される数値のみを記載することとしています。また、策定方針のルールは、計画内に「基本的な考え方」として記載しています。</p>	特になし	

第6章

条 文	解 説
<p>(予算編成、執行及び決算)</p> <p>第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行い、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。</p> <p>3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報を提供するものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>&lt;第1項&gt;            第30条の財政運営の基本方針の趣旨に基づき、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行うことを定めています。また、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする「行政運営効率化の原則」の観点から、地域の諸資源（人材、自然、歴史、文化、地域活動など）や、経営資源（人・モノ・カネ・情報）を最大限活用して、予算を編成し執行することを確認するものです。</p> <p>&lt;第2項&gt;            地方自治法第220条第1項「予算の執行及び事故繰越し」、地方自治法施行令第150条「予算の執行及び事故繰越し」及び生駒市予算規則に基づき、予算執行を進めることを原則事項として定めています。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方自治法】            (予算の執行及び事故繰越し)            第220条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】            (予算の執行及び事故繰越し)            第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。</p> <p>(1) 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。            (2) 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。                ※予算の配当とは、地方公共団体の長が予算執行の担当の各部課に対して行なう執行限度の承認のこと。            (3) 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。            2 前項第3号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。</p> <p>【生駒市予算規則】            (予算成立の通知)            第8条 主管課長は、予算が成立したときは、課長に対して当該課の所掌事務に係る予算を通知するとともに、これを会計管理者に通知するものとする。</p> <p>(予算の執行方針)            第9条 市長は予算成立後、直ちに予算の執行方針を定め、課長に通知するものとする。</p> <p>(予算執行計画)            第9条の2 課長は、8条の規定により通知を受けたときは、前条の予算の執行方針に基づき、速かにその所掌事務に係る予算について予算執行計画書(様式第1号)を作成し、主管課長に提出しなければならない。</p> <p>2 主管課長は、前項の予算執行計画書に基づき、必要と認めるときは、課長の意見を聴き予算執行計画を調整し、市長の決定を受けなければならない。            3 主管課長は、決定された予算執行計画を直ちに課長及び会計管理者に通知するものとする。</p> <p>&lt;第3項&gt;            予算の編成過程の情報に加えて、「予算に関する説明書」のほか、より具体的な予算説明資料や「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類」の充実などにより、市民に予算及び決算の内容が分かりやすく理解できるような情報提供に努めるべきことを定めています。</p>

<p>主な取組状況（進捗状況や成果）</p>	<p>取組における課題・問題点等</p>	<p>関連する各条例の運用状況</p>	<p>前回の見直し時の推進委員会での意見</p>	<p>意見に対する対応（対応していない場合はその理由）</p>	<p>条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所</p>	<p>市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署</p>
<p>（企画政策課）  <b>■新規・主要事業ヒアリング</b>（平成26年度～令和4年度）・アクションプラン策定ヒアリング（令和5年度から）                      次年度以降の各事業・施策の方向性を明らかにするため、「新規・主要事業ヒアリング」を実施した。なお、令和5年度からは、アクションプラン策定ヒアリングに変更。現在策定を進めている第6次生駒市総合計画第2期基本計画の施策体系ごとに、次年度以降の事業を検討している。</p> <p>（財政課）  <b>■予算編成方針の公表</b>  <b>■予算枠配分導入</b>                      （効果）事業の優先順位をより理解している各部局へあらかじめ予算枠を配分し、その範囲内で各部局が予算編成をすることにより、取捨選択が行いやすくスムーズな予算編成が可能となる。</p> <p>（財政課）                      ホームページに査定状況表、予算の概要、予算書などを公表  <b>■広報紙（4月）に新年度の予算と主要な事業を掲載</b></p> <p>（財政課）  <b>■毎年度、予算執行方針を年度当初に作成し、職員に周知</b>  <b>■ホームページに決算書、施策の成果などを公表</b>  <b>■広報紙（11月）に前年度の決算報告を掲載</b>                      （病院事業会計及び水道事業会計を含む）  <b>■H28 決算から、国の統一的な基準による複式簿記・発生主義会計財務書類の作成を行い公表している。</b></p>	<p>（企画政策課）                      総合計画で掲げる将来都市像の実現に向けて、より一層効果的に推進できるよう効果的な進行管理の手法を検討し、予算等の経営資源を適正に配分する必要がある。</p> <p>（財政課）                      ・生駒市の財政状況を市民に平易に理解してもらえる方法を検討する必要がある。</p>		<p>1 全事業を対象とした実施計画、事業評価等と予算編成が連動する仕組みが必要であると考えます。</p>	<p>（企画政策課）                      1 総合計画の進行管理を4～5月頃に行い、検証報告書を7月頃に発行しており、次年度以降の事業立案や予算編成等につなげています。</p> <p>（財政課）                      1 予算編成では、事前のアクションプラン策定ヒアリング(旧新規主要事業ヒアリング)の結果を踏まえるほか、前年度決算の状況などを加味して査定を行っています。</p>	<p>特になし</p>	

第6章

条 文	解 説
<p>(財産管理)</p> <p>第32条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>市の財産の適正で計画的な管理及び運用並びにその保有状況の情報請求に対する速やかな公開を市長に課しています。市有財産の管理は、地方自治法第149条等で財産の適正な管理及び効率的な運用が定められています。なお、市長は今後財産の管理計画の策定に努めるものとします。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方自治法】</p> <p>(担当事務)</p> <p>第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。</p> <p>(6) 財産を取得し、管理し、及び処分すること。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応 (対応していない場合はその理由)	条文・条文解説で 変更が必要と思 われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ ヒアリング希望部署
<p>(総務課)</p> <p>■7月と11月の年2回、市有財産の状況を公表</p> <p>(総務課)</p> <p>■公有財産については、台帳によって管理し、年2回各課から土地及び建物の移動状況の報告を受け公有財産台帳に反映し、広報紙で公表している。</p> <p>(財政課)</p> <p>■H28の決算から、国の統一的な基準による財務書類の補助簿として、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載した固定資産台帳を作成した。</p> <p>(行政経営課)</p> <p>■市が保有する全ての公共施設について、建物の状況や利用状況、コスト状況に関する情報をまとめた施設カルテを作成し、市HPで公表する。</p>	<p>(財政課)</p> <p>・整備した固定資産台帳を毎年度更新していくとともに、台帳を活用して維持管理・修繕・更新等を計画的に行っていく必要がある。</p>	<p>・財政状況の公表に関する条例</p>			<p>特になし</p>	<p>【財政課】※資料2に回答を記載</p> <p>・財政状況の公表に関する条例の規定において公表時期が(半年ごとでなく)7月と11月になっているのはなぜですか？ 緊急性はないと思いますが、この規定は現在でも合理的でしょうか？(生駒委員)</p>

第6章

条 文	解 説
<p>(財政状況の公表)</p> <p>第33条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>財政状況の公表は、地方自治法にも規定されていますが、市政運営にとって重要なため、この条例においても規定することとしました。公表に当たっては、市長の見解を付けて市民に分かりやすく公表する必要性を規定しています。</p> <p>また、本市では、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙などで歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表しています。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方自治法】</p> <p>(財政状況の公表等)</p> <p>第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</p> <p>【財政状況の公表に関する条例】</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定に基づき、公表すべき財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表に関しては、この条例の定めるところによる。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(財政課)</p> <p>■「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙で歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表（病院事業会計及び水道事業会計を含む）</p> <p>(地域医療課)</p> <p>■病院事業会計の予算・決算について、ホームページ上に公表している。</p> <p>(下水道課)</p> <p>■令和2年度から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行している。下水道事業の予算書、決算書や経営戦略、経営比較分析表をホームページ上で公表している。</p> <p>(上下水道部総務課)</p> <p>■予算、決算のほか経営の健全性、効率性について経常収支比率等の指標を用いた経営比較分析表をホームページで公表している。</p>		<p>・財政状況の公表に関する条例</p>	<p>1 財政状況の厳しさがもっと市民に伝わるよう、財政指標等、財政状況の問題点も含めてわかりやすく公表する必要があると考えます。</p>	<p>(財政課)</p> <p>1 財政状況を分かりやすくかつ広く市民に知ってもらうため、予算の執行状況を年2回、当初予算及び決算の概要をそれぞれ年1回広報紙に掲載しています。また、決算報告を広報紙に掲載すると合わせて財政指標についても記載しており、その指標が何を示しているのかについても理解していただけるように工夫をした書き方に努めています。</p> <p>(下水道課)</p> <p>1 下水道事業では、予算書、決算書の他に財政上の中長期的な基本計画である経営戦略や、財政指標を用いた経営比較分析表をホームページで公表しています。</p>	<p>特になし</p>	

第6章

条 文	解 説
<p>(行政評価)</p> <p>第34条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。</p> <p>2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。</p> <p>3 市長は、市民及び専門的知識を有するものによる評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>&lt;第1項&gt; 各種の計画、予算、決算、事務内容などの項目ごとに評価することを定めるものです。行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標達成度などを明らかにするもので、そのためには、「Plan (計画)・Do (実施)・Check (評価)・Action (改善・見直し) のマネジメントサイクルを導入することが必要になります。</p> <p>&lt;第2項&gt; 評価結果を公表することは、透明性の向上と市民のまちづくりへの関心を高めることにもつながり、その評価結果を事業の見直しや予算編成、施策の選択と集中などに反映させることを定めています。</p> <p>&lt;第3項&gt; 行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民などによる評価システムを構築することが重要であり、予算制度と連携した行政評価システムの確立や市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。また、「生駒市行政改革大綱」に基づく行動計画においては、施策評価及び事務事業評価を導入します。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(企画政策課)</p> <p>■総合計画の進行管理（平成22年度～） 総合計画の適切な進行管理を行うに当たり、第5次総合計画（平成22年度から）における基本計画の進捗状況を検証しており、第6次総合計画においても同様に進行管理を行っている。 検証は、総合計画審議会において三部会に分かれて、各部会2～3回の会議を開催し、実施している。 進行管理では、学識経験者や一般公募の市民の方々に参加いただき、市民実感度調査結果や指標の動向等を中心に総合計画の進捗状況を検証し、今後の取組の方向性等について意見をいただく。 検証結果は、「総合計画進行管理検証報告書」としてホームページなどで公表している。【第19条第3項再掲】</p> <p>(人事課)</p> <p>■部の主要施策 市長の施政方針を受け、各部長が、担当分野の仕事に対して年度当初に今年度に取り組む主要な施策（目標）を設定し、取組の着実な進捗を図るための進行管理を行い、年度末に取組の状況・成果を検証し評価を行う。 目的 ・今年度に各部が取り組む施策や事業やその成果について、市民に明らかにすること ・職員が部の主要施策について共有し、取り組むべき施策の方向についてベクトル合わせをすることで、職員が施策実現に向けて職務に励み、組織としての力を最大限に引き出すこと</p>	<p>(企画政策課)</p> <p>・総合計画の進行管理については、庁内にも概ね浸透してきているが、依然として各所属により進行管理に対する意欲の差がある。 【第19条第3項再掲】</p>	<p>・生駒市行政改革推進委員会条例</p>	<p>1 予算制度と連動した行政評価システムの確立や市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行う必要があると考えます。</p>	<p>(企画政策課)</p> <p>1 総合計画の進行管理を4～5月頃に行い、検証報告書を7月頃に発行しており、次年度以降の事業立案や予算編成等につなげています。また、総合計画審議会は、3人の公募市民を迎えており、適宜ご意見をいただいています。</p>	<p>特になし</p>	<p>再掲（20条の説明責任に関する条文で記載） 【企画政策課】 ・HPには「部の主要施策」（毎年、市長の施政方針を受けて各部長は年度当初にその年度に取り組む主要な施策（目標）を設定し、年度末には取組の成果を確認し、評価を行います）とあります。年度初めの目標文書は掲載されているのですが、年度末の「部の主要施策取組状況報告書」が不掲載です。条文の趣旨からいえば、載せるべきと考えますがいかがですか？（相川委員）</p> <p>再掲（20条の説明責任に関する条文で記載） 【行政経営課→R6.4から企画政策課に変更】※資料2に回答を記載 ・行政経営課の方でも、施策評価は行っておられるようですが、取組状況に記載されていないのはなぜでしょうか？（相川委員）</p> <p>【企画政策課】 ・解説文第3項にある「市民などによる評価システムの構築」は、いまどこまで進んでいますか？（相川委員）</p>

第6章

条 文	解 説
<p>(外部監査) 第35条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する。</p>	<p>【解説】 市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するための執行機関として監査委員が置かれていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、一定の資格等を有する専門家に限って契約できることとすることによって専門性を強化することとされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施するとしており、この条例施行後にその内容を検討することになります。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(監査委員事務局) 平成29年の地方自治法の改正により、政令で定める市（指定都市及び中核市）以外の市又は町村については、包括的外部監査の頻度を会計年度単位で条例で定めることができることとなった。改正前の制度では、自主的に包括的外部監査契約に基づく監査を受けることを条例で定めた場合、毎会計年度、契約しなければならないこととされていた。しかし、今回の改正による実施頻度の緩和により、包括的外部監査を導入しやすい状況となったものの、併せて監査基準の策定や監査専門委員の設置が可能となるなど、監査委員制度の充実・強化が図られたことにより、総合的に検討する必要がある、情報収集を行っているところである。</p>	<p>(監査委員事務局) ・外部監査制度の検討に当たっては、監査委員が行う監査との整合や効果的な実施方法を検討する必要がある。また、包括的外部監査の委託料は任意導入市で平均700万円～800万円と言われ、予算面からも検討が必要である。なお、令和4年度に包括的外部監査を任意実施した市は全国で2団体であった(全国都市監査委員会調べ)</p>				特になし	<p>【条文・解説に対する意見】 ・黄線部分の解説文を改める必要があります。(中川委員長)</p>